

# 鹿角市耐震改修促進計画 (第三期計画)

令和8年3月

鹿角市

# 鹿角市耐震改修促進計画

## 目 次

### 第1章

計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 計画策定の背景

2 計画策定の目的

### 第2章

計画の位置付け及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 計画の位置付け

2 計画の期間

### 第3章

鹿角市周辺の地震リスクと被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1 鹿角市周辺の地震リスク

2 震度分布図

3 被害想定結果

### 第4章

住宅・建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 住宅の耐震化の現状

2 建築物の耐震化の現状

### 第5章

住宅・建築物の耐震化を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第6章・・ 6

耐震化の目標

### 第7章・・ 6

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進

2 耐震改修に関する支援制度の活用促進

3 住宅以外の建築物の耐震化の促進

4 耐震化への足掛かりとなる相談体制の充実

5 活断層の存在を踏まえた耐震化の推進

6 自治会や関係団体等との連携

### 第8章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 第 1 章 計画策定の背景及び目的

## 1 計画策定の背景

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、昭和 56 年の建築基準法改正による新耐震設計基準以前に建築された住宅・建築物において、倒壊等による甚大な被害が発生し、多数の尊い命が失われました。

この震災を契機として、建築物の耐震性の向上が社会的な課題として強く認識されるようになり、国においては「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後も、全国各地で大規模地震が発生しており、特に近年では、熊本地震や令和 6 年能登半島地震など、内陸直下型の地震により住宅・建築物に大きな被害が生じています。

こうした地震は活断層を震源とするものが多く、住宅・建築物の耐震性の有無が被害の程度に大きく影響することが明らかとなっています。

鹿角市周辺には、国により活断層として評価されている花輪東断層帯が存在しており、当該断層帯を震源とする地震が発生した場合には、住宅・建築物に甚大な被害が生じるおそれがあるとされています。

このような状況を踏まえ、鹿角市においても、地震による被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を計画的に推進する必要があることから、「鹿角市耐震改修促進計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の目的

本計画は、「耐震改修促進法」第 6 条の規定に基づき、鹿角市における住宅・建築物の耐震化に関する目標及び施策の方向性を明らかにし、耐震化を計画的に推進するための基本的な指針を定めることを目的として策定するものです。

# 第 2 章 計画の位置付け及び期間

## 1 計画の位置付け

本計画は、国が定める耐震改修促進に関する基本的な方針及び秋田県耐震改修促進計画との整合を図るとともに、鹿角市総合計画及び鹿角市地域防災計画等の関連計画と連携し、住宅・建築物の耐震化に関する分野別計画として位置付けます。

また、本市周辺に存在する花輪東断層帯による地震発生リスクを踏まえ、本計画を耐震化施策を推進するための指針として本計画を位置付けます。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

# 第3章 鹿角市周辺の地震リスクと被害の状況

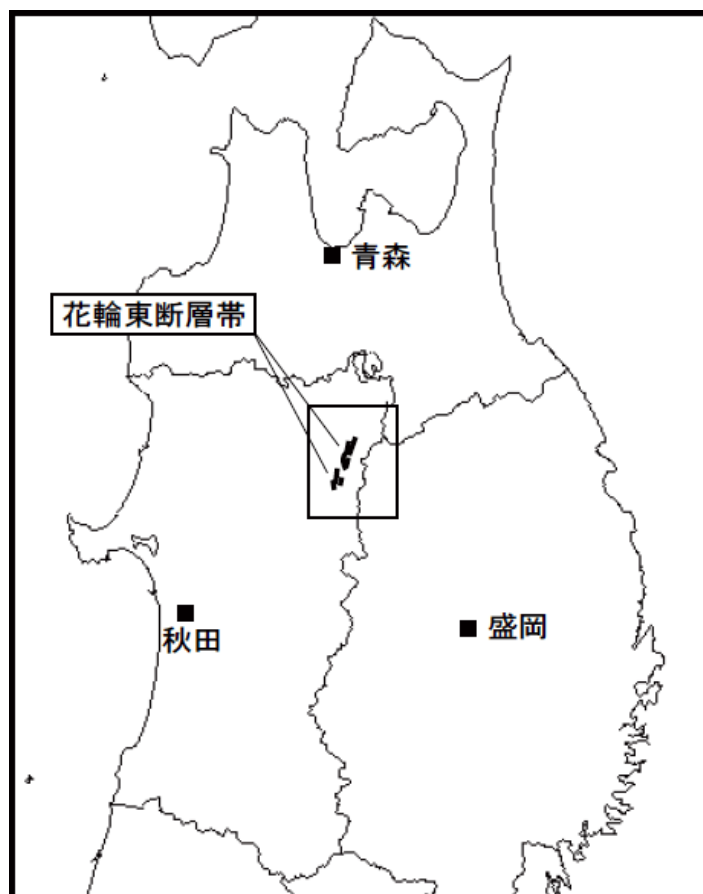
## 1 鹿角市周辺の地震リスク

鹿角市周辺には、花輪東断層帯が存在しており、当該断層帯を震源とする地震が発生した場合、鹿角市を含む周辺地域において強い揺れが生じる可能性があるとしてされています。

発生確率は高いとはいえないものの、ひとたび地震が発生した場合には大きな被害が生じるおそれがあります。

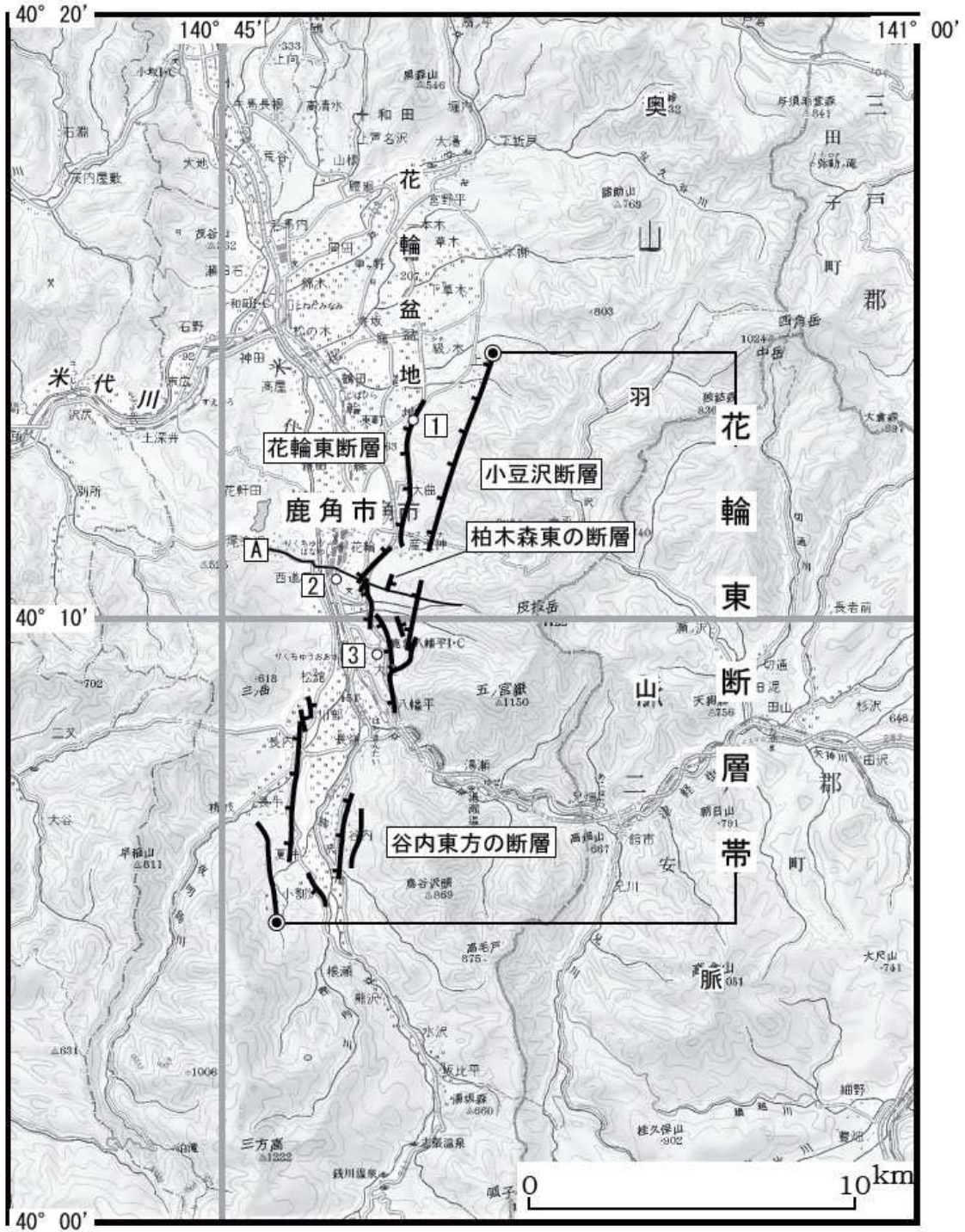
近年、全国各地で内陸直下型地震が相次いで発生していることから、活断層を震源とする地震への関心や防災意識が高まっており、鹿角市においても、こうした地震リスクを踏まえた耐震化の推進が重要となっています。

図1



(出典：「花輪東断層帯の長期評価」(地震調査研究推進本部) 令和8年3月)

図2



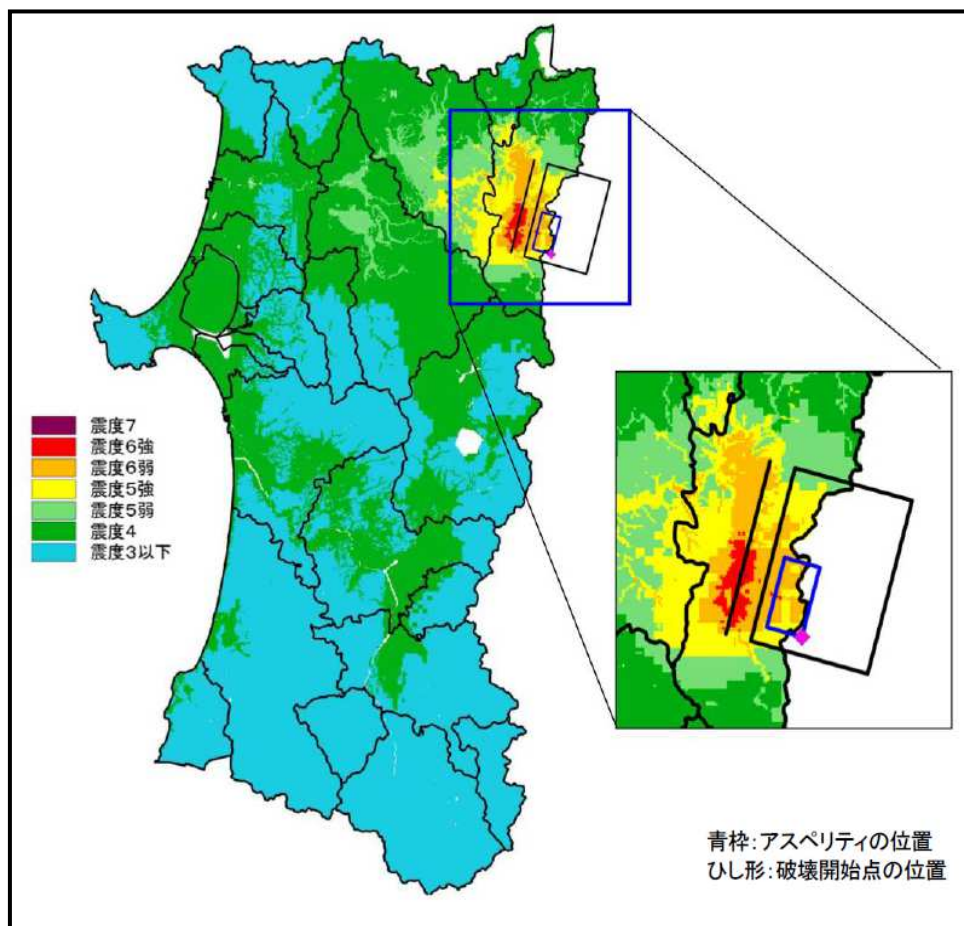
1 : 内山地点 2 : 上野・玉内地点 3 : 大里地点  
 A : 反射法弾性波探査測線 (文献7)  
 ● : 断層帯の北端と南端  
 断層の位置は文献2及び3に基づく。  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「弘前」を使用。

(出典:「花輪東断層帯の長期評価」(地震調査研究推進本部) 令和8年3月)

## 2 震度分布図

花輪東断層帯で想定されている地震において、最大震度7が起きた場合の震度分布図は次のとおりです。

図3



(出典：鹿角市地域防災計画)

## 3 被害想定結果

地域防災計画における被害想定結果は、被害想定調査の報告内容から次のとおりとしています。なお、被害想定は、鹿角市以外も含まれます。

表1

前提条件	最大震度	建物被害			人的被害		避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	4日後
夏の平日 雨 10:00	7	-	-	-	24	308	-
冬の平日 雪 2:00		1,111	2,782	2	58	504	7,280
冬の平日 晴 18:00		-	-	-	41	388	-

## 第4章 住宅・建築物の耐震化の現状

### 1 住宅の耐震化の現状

第二期計画では、令和7年度を目標年度として、住宅の耐震化率80%を目標として設定していました。

住宅・土地統計調査の結果等を基にした推計によると、令和7年度時点における鹿角市の住宅の耐震化率は82.1%に達する見込みとなり、第二期計画における目標は達成される見込みとなっています。

一方で、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅は依然として存在しており、地震時に倒壊等の危険性を有する住宅が残されている状況にあります。

表2

区分	住宅総数				耐震化率	
		S56以前の住宅	S56以降の住宅	耐震性有住宅数	令和5年	令和7年(推計値)
木造戸建	9,310	3,800	1,801	5,510	80.9%	82.1%
木造戸建以外	1,360	310	271	1,050		
計	10,670	4,110	2,072	6,560		

(令和5年住宅・土地統計調査等により推計)

### 2 建築物の耐震化の現状

本市が所有する建築物のうち、特定建築物<sup>※1</sup>については耐震改修や建て替えが完了しています。今後、特定建築物に当たらない施設については、防災上必要な建築物について、必要に応じて耐震化を図るよう努めます。

※1 耐震改修促進法第14条第1号及び第2号による建築物(資料編 P.9・10参照)

## 第5章 住宅・建築物の耐震化を取り巻く課題

住宅の耐震化率は着実に向上しているものの、今後は人口減少や高齢化の進行により、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。こうした世帯では、耐震改修に伴う費用負担や工事への対応が難しい場合もあると考えられ、耐震化の取組が進みにくい状況が生じることが懸念されます。

また、鹿角市においては戸建ての木造住宅が多く、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された住宅が多く存在しています。これらの住宅の中には、居住者の高齢化や後継者不在などにより、耐震改修が行われないうまま残されるものもあると考えられます。耐震改修がおこなわれないうまま空き家となった場合に、地震発生時の倒壊や周辺への被害拡大につながるおそれがあります。

加えて、耐震改修の必要性についての認識が十分に浸透していないことや、耐震診断や改修に関する情報が十分に届いていないことも、耐震化が進みにくい要因の一つと考えられます。

このため、住宅所有者が耐震化の必要性を理解し、安心して耐震診断や耐震改修に取り組むことができるよう、支援制度の周知や相談体制の充実など、耐震化を促進するための取組を引き続き進めていく必要があります。

## 第6章 耐震化の目標

第三期計画においては、計画期間の最終年度である令和12年度における住宅の耐震化率を85.2%とすることを目標とします。この目標値は、住宅・土地統計調査の結果等を基に推計したものであり、近年の耐震化の進捗状況を踏まえて設定したものです。

今後は人口減少や高齢化の進行等により、耐震改修が進みにくい状況も想定されますが、耐震診断および耐震改修に対する支援制度の活用促進や普及啓発等の取組を通じて耐震化の促進を図り、目標の達成を目指します。

## 第7章 住宅・建築物の耐震改修の促進を図るための施策

### 1 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進

既存住宅の耐震性を把握し、必要に応じて耐震改修を行うことが、地震による被害軽減のために重要であると考えられます。

このため、市では、木造住宅を中心に、国及び秋田県の施策と連携し、耐震診断及び耐震改修に対する支援制度を継続的に実施します。

### 2 耐震改修に関する支援制度の活用促進

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することが前提になりますが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が阻害要因となっていると考えられます。

今後も、市民が耐震改修に取り組みやすい環境を整えるため、より一層の周知を図るとともに、市民意識調査等を行い、より効果的な支援制度となるよう検討をおこないます。

### 3 住宅以外の建築物の耐震化の促進

多数の人が利用する建築物や、避難に配慮を要する者が利用する建築物については、地震発生時の被害の影響が大きいことから、耐震化の促進が特に重要であるため、市が所有する特定建築物について引き続き適切な維持管理に努めます。

また、次の建築物を優先的な対応を必要とする建築物として設定し、耐震改修や適切な管理に努めます。

- (1) 地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難所
- (2) 文教施設
- (3) 地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物
- (4) 多数の者が利用する建築物

#### 4 耐震化への足掛かりとなる相談体制の充実

本市では、耐震相談窓口を設置し、木造住宅の耐震診断・改修講習会受講修了者名簿（秋田県）を、木造住宅の耐震化を行おうとする方に技術者等を探す参考資料として公開しています。

これからも、不安意識を取り除くためにも気軽に相談できる窓口となるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談体制の充実を図ります。

#### 5 活断層の存在を踏まえた耐震化の推進

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

花輪東断層帯の存在を踏まえ、地震発生時の被害軽減を図る観点から、住宅・建築物の耐震化の必要性について市民への周知を行い、耐震化の取組を着実に推進します。

#### 6 自治会や関係団体等との連携

自治会や関係団体等と連携し、耐震診断及び耐震改修の促進に向けた取組を進めます。

## 第8章 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国及び秋田県との連携を図るとともに、関係団体等と協力しながら、住宅・建築物の耐震化に関する施策を総合的に推進します。

## 資料編

1. 耐震改修促進法における規制対象一覧・・・・・・・・・・9
2. 鹿角市における特定建築物の一覧と耐震化率の推移・・・・・・・・10
3. 緊急輸送道路及び主な防災拠点施設（鹿角市内）・・・・・・・・11
4. 指定緊急避難場所及び指定避難所・・・・・・・・・・12
5. 平成20年2月18日地震調査研究推進本部「花輪東断層帯の評価」より抜粋、「表1 花輪東断層帯の特性」・・・・・・・・・・13